

➤ モニタリングポスト

- ・モニタリングポスト(京都府:29局(水準調査用9局を含む。)、電力事業者:2局)及び簡易型電子線量計(30台)で京都府域の放射線量を測定
- ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(5台)を配備

➤ モニタリングカー

- ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備



モニタリングポスト 【31台】



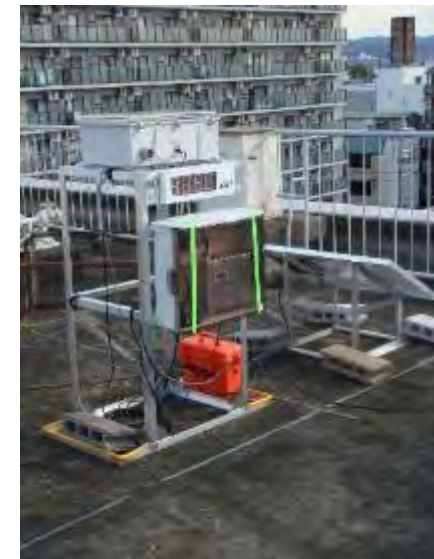
簡易型電子線量計 【30台】



モニタリングカー 【3台】
(走行サーベイ車)



モニタリングカー 【1台】



可搬型モニタリングポスト 【5台】
(太陽光パネル+バッテリー付) 106

➤ モニタリングポスト

- ・モニタリングポスト(15局(水準調査用9局を含む。))で、滋賀県域の放射線量を測定
- ・万一、モニタリングポストが使えなくなった場合に備えるとともに、モニタリングポストの設置数を補完するため、可搬型モニタリングポスト(12台)を配備

➤ モニタリングカー

- ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカーを配備



モニタリングポスト 【15台】



可搬型モニタリングポスト 【12台】

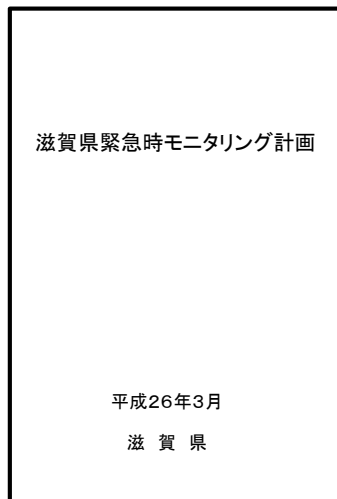
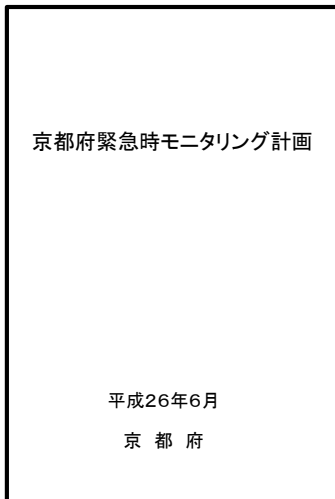
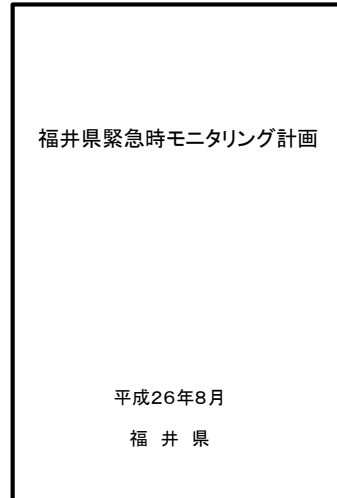


モニタリングカー 【2台】



資機材例 【4台】
(可搬型ダストヨウ素サンプラー)

- 福井県、京都府、滋賀県では、緊急時モニタリング計画を策定している。
- 国は、施設敷地緊急事態に至った際に、緊急時モニタリング計画を参照して緊急時モニタリング実施計画を定めるほか、事態の進展に応じた同実施計画の改定等を行う。



参照の上、策定及び改定

緊急時モニタリング実施計画(例)

【記載する項目の例】

<実施項目>

例)

- モニタリングの継続
- 固定局モニタリングポストの測定間隔の変更
- 必要に応じた可搬型モニタリングポストの設置
- モニタリングカーによる測定の実施
- ヨウ素サンプラーの設置・測定
- 飲食物中の放射性核種濃度の測定 等

<実施主体>

例)

- 緊急時モニタリングセンター(測定分析担当) 等

<情報共有／報告の体制>

<注意事項>

等

【その他添付資料等の例】

- 測定項目一覧
- 地図及び観測局等の地点図 等

<緊急時モニタリング計画>

緊急時モニタリングに係る動員計画

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

＜概要＞

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等(以下「関係機関」という)から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部(全面緊急事態においては、原子力災害対策本部)事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

関係機関の保有資機材数
(平成26年度調査による。福井県・京都府・滋賀県・関西電力を除く。)

	可搬型モニタリングポスト (台)	モニタリングカー (台)
国	35	10
道府県	217	20
原子力事業者	44	29
関係指定公共機関	21	5

※ 各資機材については保有数を記載。

大飯地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施

➤ 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎に設置されることが必要であり、既に大飯地域では既設モニタリングポストの値に基づき一時移転等を実施する範囲を関連付けている。福井県、滋賀県では、既設モニタリングポストの全てについて非常用発電機等が設置されている。また、京都府では非常用発電機等設置箇所は11か所、未設置3か所については移設を計画しており、今後移設に合わせて非常用電源を整備予定。なお、福井県、京都府、滋賀県ともに、既設モニタリングポストの故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。

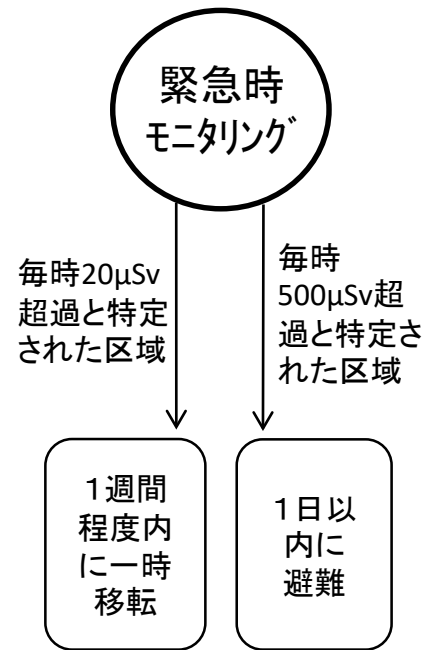
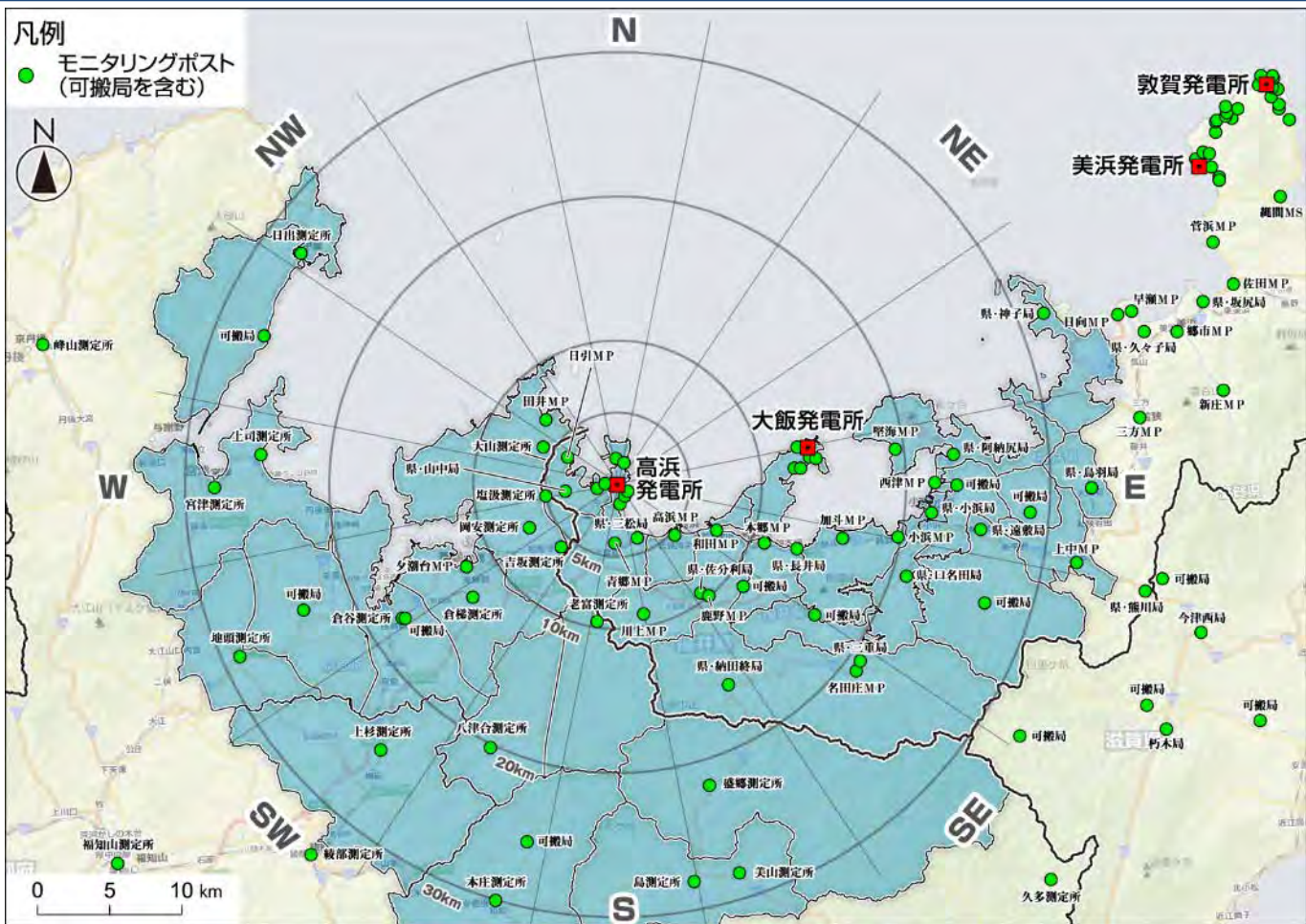


図 大飯地域における緊急時モニタリング体制と一時移転等の実施単位

- モニタリングポスト
 - ・モニタリングポスト等(計6台)で、周辺監視区域境界付近の放射線量等を測定
 - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
 - ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポストを別途配備(6台)
- 可搬型モニタリングポスト
 - ・施設敷地緊急事態が発生した場合、可搬型モニタリングポストを設置して、原子炉格納施設を囲む8方位(モニタリングポスト等の代替用6台を含む10台)の放射線量を測定
- モニタリングカー
 - ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー(2台*)を配備
- 可搬型放射線計測装置
 - ・発電所及びその周辺の放射線量等を測定
- オフサイトの協力
 - ・緊急時モニタリングセンターに必要な人員を派遣するほか、状況に応じて可搬型モニタリングポスト等の資機材を活用して、オフサイトの緊急時モニタリングに協力



モニタリングポスト等【6台】



可搬型モニタリングポスト【10台】
(衛星系回線による通信機能付)



モニタリングカー【2台*】 * : 1台は高浜と共用



可搬式ダストサンプラ



ZnSシンチレーション
サーベイメータ



β線サーベイメータ

主な可搬型放射線計測装置の例



(サーベイメータ類)

モニタ車に搭載する可搬型測定機材の例

8. 原子力災害時の医療の実施体制 (安定ヨウ素剤・避難退域時検査・簡易除染を含む)

- 福井県では、PAZ圏内住民を対象に昨年より説明会を実施。今後も説明会を実施し、配布を行う。



地区	住民数 (人) (3歳以上の 住民を対 象)	配布者 数 (人)
おおい町大島 おぼまし うちとみ 小浜市内外海	1,010	868

※対象住民数

福井県：平成27年10月現在

※配布者数

福井県：平成28年2月現在

福井県における避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、福井県は計14箇所の施設に合計379,000丸の丸剤と6,000gの粉末剤を備蓄。
- 緊急配布は備蓄先より一時集合場所等に設置する緊急配布場所に搬送の上、対象住民等に順次配布・調製を実施。

＜福井県における安定ヨウ素剤の備蓄場所＞



※上記12箇所の他、嶺南振興局二州健康福祉センター(敦賀市)、丹南健康福祉センター(鯖江市)に備蓄

京都府における避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、京都府は計9箇所の施設に合計400,000丸の丸剤と8,000gの粉末剤を備蓄。
- 緊急配布は備蓄先より一時集合場所等に設置する緊急配布場所に搬送の上、対象住民等に順次配布・調製を実施予定。

<京都府における安定ヨウ素剤の備蓄場所>



滋賀県における避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、滋賀県は計66箇所の施設に合計290,000丸の丸剤と2,350 gの粉末剤を備蓄。
- 緊急配布は備蓄先より一時集合場所等に設置する緊急配布場所に搬送の上、対象住民等に順次配布・調製を実施予定。

<滋賀県における安定ヨウ素剤の備蓄場所>



避難退域時検査場所を通過する避難元市町

- 両府県では緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口等を考慮し、あらかじめ避難元市町と各避難退域時検査場所の紐づけを実施。ただし、緊急時における検査実施場所はOILに基づくUPZ圏内の一時移転等対象地区の範囲や候補地のバックグラウンド値等に基づき設定することとなる。

福井県の避難退域時検査場所候補地

検査場所候補地	避難元市町
きのこの森 うみんぴあ大飯 道の駅名田庄 県若狭合同庁舎 若狭鯉川海水浴場 小浜市総合運動場 若狭町役場上中庁舎 道の駅若狭熊川宿 美浜町役場 敦賀市総合運動公園 加斗PA 小浜西IC 三方五湖PA 綾部PA(あやべ球場)※ 美山長谷運動広場 計15箇所	おおい町 小浜市 高浜町 若狭町 美浜町

※綾部PAを経由

京都府の避難退域時検査場所候補地

検査場所候補地	避難元市町
綾部市中央公民館 綾部工業団地・交流プラザ 三段池公園 長田野体育館 丹波自然運動公園 道の駅てんきてんき丹後 野田川わーくぱる 計7箇所	京都市 舞鶴市 綾部市 南丹市 京丹波町

※京都府「原子力災害に係る広域避難要領(平成27年2月)」に基づく

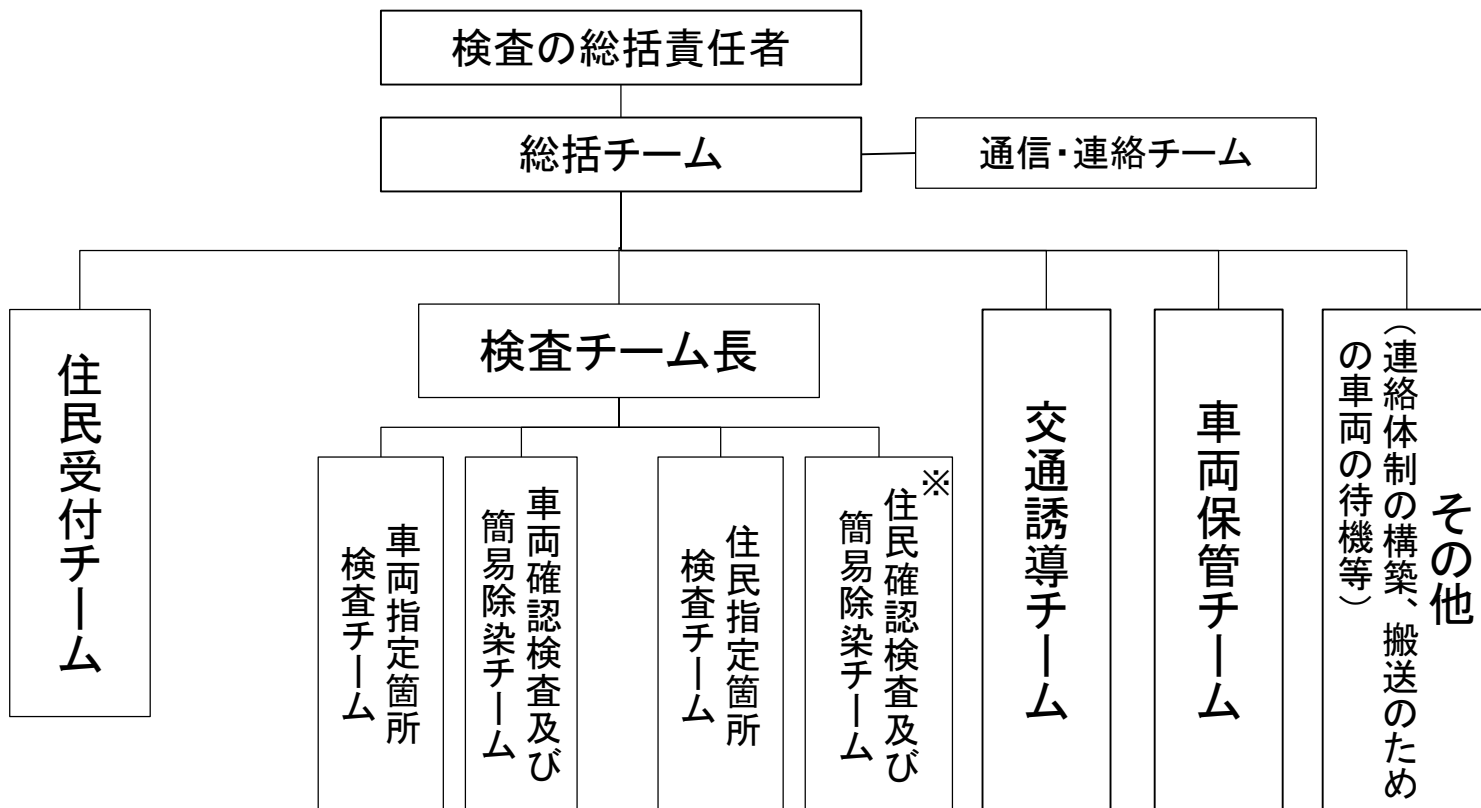
滋賀県の避難退域時検査場所候補地

検査場所候補地	避難元市町
道の駅藤樹の里あどがわ・ 安曇川図書館 新旭体育館・武道館 計2箇所	高島市

避難退域時検査場所の運営体制

- 福井県、京都府、滋賀県及び原子力事業者は、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、避難退域時検査場所において住民等の検査及び検査結果に応じて簡易除染を実施。
- 原子力事業者は備蓄資機材を活用し、800人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員。
- 指定公共機関(量子科学技術研究開発機構・日本原子力研究開発機構)は国及び関係自治体からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

避難退域時検査場所における検査及び簡易除染の体制(例)

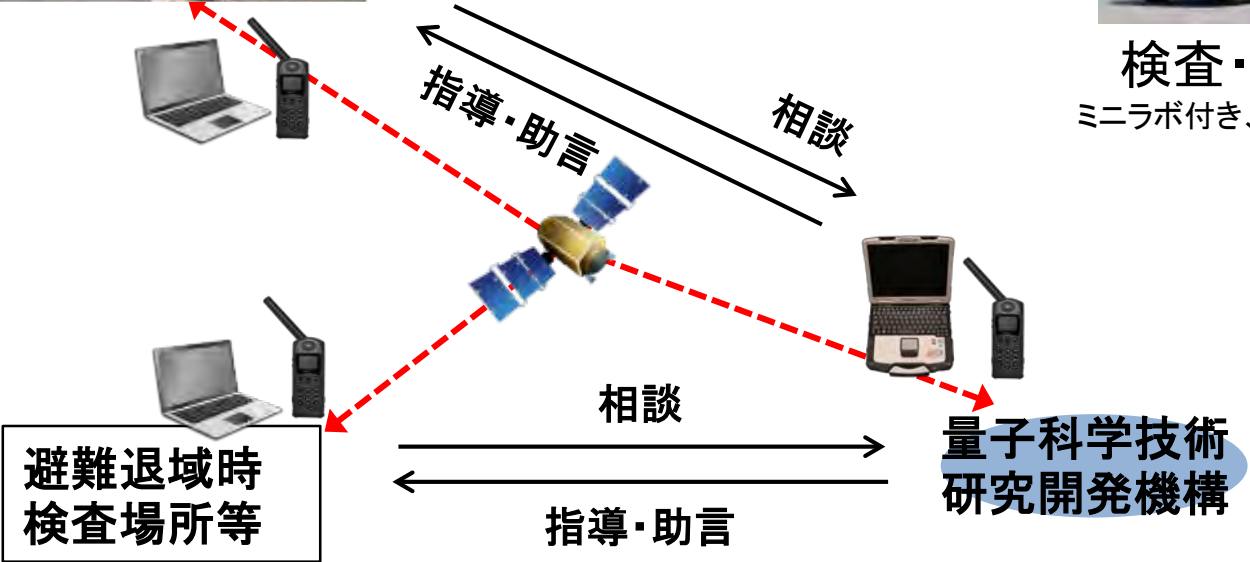


※携行物品検査を含む

量子科学技術研究開発機構による協力体制

➤ 指定公共機関である量子科学技術研究開発機構(千葉市)は、緊急時、国及び関係自治体の要請に基づき、OFC等に専門家等を派遣。また、必要に応じ、避難退域時検査等における指導・協力を実施。また、本所からは、被ばく医療等の原子力災害時医療に関する相談等への指導・助言も実施。

オフサイトセンター (OFC)



2011.03 福島第一原子力発電所の事故時におけるOFC(大熊町)での活動

